

令和7年度高知県産地市場スマート化推進員
(高知県水産政策課地域おこし協力隊) 募集要項

高知県の海岸は総延長が約700kmあり、西の豊後水道と、東の紀伊水道に挟まれ、変化に富んだ海では様々な漁業が営まれています。そこで漁獲される多種多様な水産物のほとんどは、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が開設し、漁業者の漁獲物を販売する水産物産地市場（以下「産地市場」という。）を経由して、全国の消費者の元へと出荷されています。

しかしながら、少子高齢化による漁業者数の減少、海洋環境の変化などより、本県水産業は厳しさを増しています。とりわけ、少子高齢化による人手不足は、漁業者数の減少だけでなく、漁業者の生産を支える漁協にも深刻な影響を与えており、産地市場を集約し、少人数で運営する体制を構築することが喫緊の課題となっています。

そこで、高知県では、将来にわたって産地市場を維持できる体制のモデルケースを構築するために、土佐清水地域の「産地市場のスマート化」（以下「スマート化」という。）に取り組んでいます。スマート化は、これまでの主に手書き・手計算による計量・入札業務や電話・FAXで水揚げ情報を伝達する等アナログであった産地市場における業務や取引について、デジタル技術の活用により構造転換する取組であり、現在は、漁獲物の計量をデジタル化する自動計量システムと、入札業務をデジタル化する電子入札システムの導入を進めているところです。

このスマート化の主体となる漁協職員は、デジタル化に対する苦手意識を抱えている場合も多く、両システムの導入・定着にはきめ細かいサポートが不可欠であり、それを担う人材として、次のとおり「高知県産地市場スマート化推進員（以下「推進員」という。）」を募集します。

1 業務内容

- (1) システム導入から定着に至るまでの関係者への伴走支援
- (2) 現場でのシステム操作に関すること
- (3) システム開発会社と現場関係者の調整に関すること
- (4) システム導入に関する効果検証に関すること
- (5) システムの普及啓発に関すること
- (6) 県内のシステム未導入地域や他県等からの視察研修の対応に関すること
- (7) その他、スマート化の推進に必要な業務

2 任用形態及び期間

- (1) 任用形態：高知県庁の会計年度任用職員として任用
- (2) 任用期間：任用日から令和8年3月31日まで
※1年度単位で更新し、最長で任用日から3年間継続が可能
- (3) 推進員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中であっても任用を取り消すことができる。

3 勤務条件

(1) 任用期間

雇入れの日から雇入れの日が属する年度の末日まで

(2) 給与等

①給与（月額）：上限 207,019 円（職歴等により決定します。）

②期末手当：有り

③通勤手当：有り（通勤手当相当額を支給）

④時間外勤務手当：有り（上限有り）

⑤社会保険：有り（健康保険・厚生年金・雇用保険に加入）

※高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱によるものとする。

(3) 勤務地

高知県庁水産振興部土佐清水漁業指導所（高知県土佐清水市清水ヶ丘 28 番 10 号）

(4) 勤務日数

週 35 時間（週 5 日勤務）

※原則、土曜日、日曜日及び祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前 7 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（うち 1 時間は休憩）

(6) 休暇

高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱によるものとする。

(7) 福利厚生、服務等

高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱によるものとする。

(8) 住居

高知県職員住宅の有償貸与が可能（家賃等は本人負担）。

(9) その他

活動に必要な公用車、パソコン、事務用品等は貸与

4 採用予定数

1 名

5 応募及び採用

(1) 応募期間

随時（採用者が決定するまで）

(2) 応募要件

次に掲げる要件の全てに該当する方

ア 居住地要件（以下を全て満たしている方）

- ・申込時点で、3 大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票がある方
- ・採用決定後に、高知県土佐清水市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※地域要件の詳細は、国地域おこし協力隊推進要綱に係る「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるもの
します。総務省のHPで確認していただくか、「6 提出・問い合わせ先」までお問い合わせ
ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- イ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方
- ウ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方
- エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

（3）応募方法

採用を希望される方は、次のア及びイの書類を、「6 お申し込み・お問い合わせ先」に郵送又はメール送信してお申し込みください。郵送又は送信後、確認のため「6 お申し込み・お問い合わせ先」までお電話ください。（開庁日・開庁日時間外で応答がない場合は、翌開庁日の朝に再度お電話ください。）なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。高知県個人情報保護条例により、取得した個人情報は本採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

- ア 履歴書（別添の指定様式）
- イ 住民票の抄本

（4）選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行い、概ね1ヶ月以内に文書で結果を通知します。

※書類選考合格者については、「イ 住民票の抄本」原本を以下の「6 お申し込み・お問い合わせ先」あてまで郵送してください。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの結果通知と併せてお知らせします。

ウ 採用

最終結果報告は、面接後概ね1ヶ月以内に文書で通知します。

採用決定以降、早めに勤務を開始していただくことが望ましいですが、採用担当者
とご相談いただいたうえで、勤務開始日を決定します。

エ その他

選考結果等に対する問い合わせは、一切受け付けません。

6 お申し込み・お問い合わせ先

高知県庁水産振興部水産政策課（担当：齋田、谷口）

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL：088-821-4825

FAX：088-821-4527

E-Mail：040101@ken.pref.kochi.lg.jp